

教育・保育給付認定申請 保育所等利用申込ガイド

令和9年度（2027年度）の認可保育所などの入所申込受付を下記のとおり実施します。

令和9年（2027年）4月から令和10年（2028年）3月までの期間に入所を希望される方は、本ガイドをご覧ください、お申込みください。受け入れ開始は、月齢おおむね6か月から（※）です。

（※乳児の受け入れにあたっては、哺乳瓶を使用します。哺乳瓶を利用できない場合は受入ができません。）

令和8年度（2026年度）の入所申込中で保留となっている人や令和8年（2026年）11月以降に入所希望している人も、再度お申込みください。

【問い合わせ先】 益城町役場 こども未来課 保育係 TEL096-286-3117（直通）



申込できる児童

保育所等を利用できるのは、保護者のいずれもが、下記のいずれかに該当する場合となります。

保育を必要とする事由	就 労	家庭外・家庭内及び時間帯を問わず就労し、家庭での保育ができない場合 ※育児休業明けで職場復帰する場合、職場復帰の前月1日から入所希望できます。
	妊娠・出産	妊娠期や出産の前後に保育ができない場合 ※出産前の場合も、一斉申込受付期間中は申請が可能です。
	疾病・障がい	疾病や障がいにより保育ができない場合
	介護・看護	同居又は入院している親族の介護・看護をするため保育ができない場合
	災害復旧	火災や風水害などにより災害の復旧にあたっている場合
	求職活動	求職活動により保育ができない場合（開業準備を含む）
	虐待・DV	家庭内での虐待やDVにより、保育ができない場合
	就 学	学校や職業訓練等により保育ができない場合
	そ の 他	上記の他、保育所等での保育が必要であると認められる場合



申込受付期間

【受付場所】 益城町役場 こども未来課（1階8番窓口）

一斉申込受付期間	令和8年 10月16日（金）～11月10日（火） 【受付時間】 8：30～16：30 ※土日祝日は除く ※11月5日（木）のみ、19：30まで延長
一斉申込受付期間 後	利用を希望される月の前々月の末日までにお申込みください。 ＜例：6月入所希望→4月末日まで＞ ※一斉受付申込期間を過ぎても随時申込が可能ですが、一斉申込受付期間中に申込まれた方を優先して入所決定を行います。

※益城町へ転入予定の方：転入することがわかる書類を添付できる場合は申請できます。

※転入予定先が未定の場合も、一斉申込受付期間中は申請が可能です。



教育・保育給付認定申請及び施設利用申込手続に必要なもの

1. 施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書 及び 保育所等入所申込補助票

（こども未来課で受取または町ホームページより取得してください）

2. 個人番号（マイナンバー）届出書

（こども未来課で受取または町ホームページより取得してください）

3. 申請者のマイナンバーが確認できるもの（下記のいずれか）

- ・マイナンバーカード
- ・通知カード等（住民票に記載されている氏名、住所等が一致しているもの）
- ・個人番号が記載された住民票

※マイナンバーが確認できるものがない場合は、課税証明書が必要になる場合があります。

4. 申請者の写真付の公的な本人確認書類（免許証、パスポート等）

※写真付でない場合は2点必要となります。

※3で、顔写真付きのマイナンバーカードを提示された場合は不要です。

5. 保育の必要性を証明する書類 ※父、母、60歳未満の祖父母分（同居している場合）が必要です

保育を必要とする事由		提出書類	備 考
就 労 ※	被雇用者 就労予定者	就労証明書 ※様式有	勤務先に記入してもらってください。 （証明日が、申請日から3か月以内のものに限ります。）
	農業・自営業等	・就労証明書 ※様式有 ・農業・自営業等の状況が 確認できるもの	自営業主が記入してください。 （証明日が、申請日から3か月以内のものに限ります。） 自営業主の最新年分の確定申告書（第1・2表） 控えの写し、営業開始届の写しなど
妊娠・出産		母子手帳の写し	保護者の氏名と出産予定日がわかる部分
保護者の病気		診断書等 ※様式有	児童の保育ができない理由及び保育ができない期間の記載が必要
保護者が障がい等をお持ちの場合		身体障害者手帳等の写し	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者福祉手帳の写し
同居親族等の 介護・看護		・介護・看護申立書 ※様式有 ・診断書等 ※様式有	診断書、障害者手帳・要介護認定証の写しなど 介護や看護が必要であることがわかるもの
求職活動		求職活動申立書 ※様式有	求職活動による入所は、原則3か月となります。
就学		・在学証明書（合格通知等） ・カリキュラム（時間割等）	在学証明書に利用している在学期間、就学時間がわかるもの

※ 虚偽の証明を作成された場合は、刑法上の罪に問われる場合があります。ご注意ください。

6. その他の必要書類

保護者等の状況	提出書類	備 考
転入予定の人	・転入予定申立書 ・お住まいの自治体発行の 住民票（マイナンバー記載） ・建築確認、契約書の写し等※ ・お住まいの自治体発行の支給 認定証（育児休業中の場合）	※益城町での住所及び転入する人の氏名がわ かる部分をコピーしてご提出ください。 （転入予定先が未定の方は、一斉申込受付期間内 のみ申込可能です。転入先が決まり次第、建築確認、 契約書の写し等を提出ください）



教育・保育給付認定（保育の必要性、必要量）について

保育所等を利用するには、お住まいの市町村からお子さまの年齢や保育を必要とする事由に基づき、「教育・保育給付認定（2号認定・3号認定）」を受ける必要があります。

教育・保育給付認定申請は、利用申込とあわせて受付いたします。（書類は同じものです。）

また、保育の必要量（施設の利用可能な時間）について、その就労時間などに応じて「保育標準時間」、「保育短時間」の2区分に認定します。

教育・保育給付認定区分	年齢	保育の必要性の有無	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	なし	幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）
2号認定	満3歳以上	あり	保育所 認定こども園（保育所部分）
3号認定	満3歳未満	あり	保育所・地域型保育事業 認定こども園（保育所部分）

教育・保育給付認定申請に対する結果は、一斉受付期間中に申し込まれた方へは、**1月下旬頃に通知する予定です**ので、予めご了承ください。

教育・保育給付認定が認められた場合は「支給認定証」、認められない場合は「支給認定却下通知」を送付いたします。教育・保育給付認定が認められなかった場合には、保育所等の利用ができない状況であるため、施設利用の結果については通知をいたしません。

転入予定者につきましては、「支給認定証の有効期限の開始日」または「転入手続き終了後」のいずれか遅い日から有効となります。

【ご注意ください！】「教育・保育給付認定の結果」と「施設利用の結果」は、別物です。



施設利用の選考及び結果について

ご提出いただいた申込書類に基づき入所基準の審査を行い、入所者を決定します。

ただし、入所希望者が定員を超える場合には、4～5ページの「保育所等入所に関する取扱いについて（令和9年度（2027年度）」に従い、優先順位の高い人から順に入所を決定します。

申込状況によっては、入所を保留とさせていただきますので、ご了承ください。

◆入所者の決定時期について

入所者の決定時期につきましては、下記を予定しております。

結果については、決定後、随時書面にて通知いたします。

なお、文書発送前のお電話でのお問い合わせにつきましては、お答えできません。

入所希望月	申込日	文書発送（予定）
4月	一斉申込受付期間 内	令和9年1月下旬頃
	一斉申込受付期間 後	令和9年3月10日頃
5月以降	申込日に関わらず	入所希望月の前月の10日頃



保育所等入所に関する取扱いについて（令和9年度（2027年度））

1. 保育所等入所基準

保育所等へ入所できる基準は、保護者が児童の保育ができず、教育・保育給付認定申請により保育の必要性の認定を受けた場合で、次の表による点数が多いものを優先します。

◎保育の利用に関する優先順位については、以下の方法により決定

計算式	①保育必要理由の点数 + ②調整利用事由 上記（計算式）にて父母の合算により判定する。
-----	--

※「上記計算式」が同点の場合は次の順番で入所調整をします。

- ① ひとり親世帯
- ② きょうだい既に在園している
- ③ きょうだい同時申込みをしている
- ④ 多子世帯（利用申込者の世帯に属する子どもが3人以上）
- ⑤ 町民税の所得割額がより低額

2. 保育の必要性の確認について

【① 保育必要理由】		点数	保育必要量
就 労	1月当たり140時間以上の就労	10	保育標準時間
	1月当たり120時間以上140時間未満の就労	9	
	1月当たり100時間以上120時間未満の就労	8	保育標準時間 保育短時間
	1月当たり 80時間以上100時間未満の就労	7	
	1月当たり 64時間以上 80時間未満の就労	6	保育短時間
	1月当たり 52時間以上 64時間未満の就労	5	
妊娠・出産	出産予定日の前後5か月間の入所	8	保育標準時間
疾病・障がい	入院中または重度の障がいがあり保育ができない保護者	10	保育標準時間
	自宅療養中または軽度の障がいがあり保育ができない保護者	8	
介護・看護	入院の付き添い おおむね1か月以上看護	8	保育短時間
	重度（1・2級）障がい者の看護	8	
	寝たきり老人の介護	8	
	その他の者の介護	6	
災害復旧	火災や風水害などにより災害の復旧にあたっている場合	10	保育標準時間
求職活動	求職活動中（開業準備を含む。）	4	保育短時間

虐待・DV	虐待またはDVのおそれがある場合	10	保育標準時間
就学	学校や職業訓練校で就学している場合	就労の時間 区分にならう	
育児休業	保育所等の入所の申し込みに係る児童の保護者が、当該児童以外の子の育児による休業取得中に、既に利用している園からの転園を希望する場合	3	保育短時間

【② 調整利用事由】			点数
ひとり親家庭	母子家庭・父子家庭世帯		18
生活保護世帯	生活保護を受けている世帯		15
生計中心者の失業	生計中心者（世帯主）の失業により、新たに仕事を探す必要がある場合		7
町内の保育所等に勤務する職員の子ども	益城町こども計画の子ども・子育て支援給付の確保方策に記載のある施設で就労中（予定）のため、子どもを保育所等に預ける必要がある場合	就労時間 月120時間以上	30
		就労時間 月80時間以上120時間未満	10
		就労時間 月52時間以上80時間未満	2
町外の保育所等に勤務する保育士、保育教諭の子ども	益城町外の特設教育・保育施設や地域型保育事業所で就労中（予定）のため、子どもを保育所等に預ける必要がある場合	就労時間 月120時間以上	2
虐待・DV・里親	虐待またはDVのおそれがあるなど社会的養護が必要な場合（里親委託が行われている場合を含む。）		10
障がい児	障がいを有している児童が、保育所での保育を受ける必要性があると判断される場合		5
きょうだい同時入園	多胎で生まれた子どもや、希望している施設に現に施設を利用しているきょうだいがいる場合		7
家庭的保育事業等 卒園児	家庭的保育事業等の地域型保育施設を卒園する児童が、翌年度に連携施設利用を希望する場合		30
	家庭的保育事業等の地域型保育施設を卒園する児童が、翌年度に続けて連携施設以外の保育所等施設利用を希望する場合		10
その他	前年度の待機児童である場合		1
	一斉申し込み期間に申し込みを行った場合		1
	保育料に滞納がある場合		-15
	確定申告（住民税申告含）の義務がある状態で実施していない場合		-15
	転入予定で申し込みを行い、転入予定先が未定である場合		-3

申込内容に変更があった場合について

申込をされた後、次の事項に該当する場合は、**希望月の2か月前まで**に益城町役場こども未来課保育係（Tel096-286-3117）までご連絡ください。

- 申込の取り下げをする場合
- 希望保育所等の変更または希望順位の変更
- 就労状況の変更など申込内容に変更が生じた場合

入所が保留となった場合

申込状況によっては、入所を保留させていただく場合があります。

入所が保留になった場合は、自動的に次月以降の入所選考の対象となり、令和9年度の教育・保育給付認定期間中は調整を続けます。

その結果、入所が決定した場合のみ書面でご連絡いたします。

※申込後、令和9年10月まで入所が保留となっている人や令和9年11月以降に入所を希望されている人については、令和10年度の一斉申込受付期間（令和9年10月予定）に再度お申込みをお願いします。

退所について

以下の場合は、原則、保育所等を退所していただきます。

- 求職活動の事由で入所し、90日以内に就労先が決まらなかった場合
- 求職活動の事由で入所決定し、求職活動の実施ができなくなった場合
- 保育の必要性がなくなった場合
- 教育・保育給付認定申請及び施設利用申込に虚偽があることが判明した場合
- 無断欠席が続いた場合
- 保育施設の開所時間外の利用を複数回行うなど、保育施設のルールを守らない場合
- 食材料費（給食費）の滞納がある場合
- 町外へ転出した場合
- 期限までに必要書類の提出がない場合

よくあるお問合せ

～入所前～

Q 保育所等の入所基準はどうなっているのですか？

A 保育所等を利用する際には、教育・保育給付認定申請を行い、2号認定または3号認定を受ける必要があります。そのうえで教育・保育給付認定申請の際にご提出いただいた書類により、家庭の状況（就労状況、家族の特殊事情等）を数値化して、優先順位を定めていきます。詳しくは、4～5ページの「保育所等入所に関する取扱いについて」をご覧ください。

Q 入所が可能になるのは何歳（何か月）からですか？

A 生後5か月を経過した翌月1日（おおむね6か月）からとなります。ただし、乳児の施設利用にあたっては哺乳瓶を使用するため、哺乳瓶を利用できない場合は受入ができません。
＜例＞ 5月25日出産の場合には、12月から入所可能となります。

Q 現在育児休業中です。いつから保育所等に入所させることができますか？

A 育児休業取得期間中は、「保育を必要とする事由」に該当しないため、申込みできません。ただし、育児休業の終了に伴い職場復帰をする場合については、入所申込ができます。職場復帰の前月1日から入所可能となります（ならし保育が2週間程度必要となります）。また、現在他市町村で、育児休業中で保育所等を利用されており益城町に転入予定の場合はご相談ください。

Q 現在妊娠中です。出産後に復職する予定ですが、出生前の子どもについてはいつ申込みできますか？

A 一斉申込受付期間中は、出生前のお子さまについても申込みできます。職場復帰の前月1日から入所可能となります（復職予定日の記載された就労証明書の提出が必要です）。
一斉申込受付期間を過ぎた場合は、お子さまの出生後にお申込みください。

Q 現在仕事をしていませんが、申込みはできますか？

A 現在、保護者が求職中の場合は申込みが可能です。
求職を理由とする保育所への入所は、原則90日となりますので、入所後90日以内に就職し、就労証明書を提出していただく必要があります。もし、入所後90日以内に仕事が決まらなかった場合や求職活動を休止した場合は、保育所等を退所していただくことになります。
その後、再度新規で申込みすることは可能です。また、保護者の病気、障がい、親族の介護・看護等の事情がある方については、保育の必要性を証明する書類が必要になります。詳しくは2ページをご覧ください。

Q 益城町に転入予定ですが、申込みはできますか？

A お住まいの自治体が発行する住民票（マイナンバーが記載されているもの）と益城町に転入して来ることがわかる書類（建築確認申請や賃貸の契約書など）を申込書類に添付することで申込をすることができます。また、一斉申込受付期間中のみ、転入予定先が未定の方も申込可能です。

Q 結果はいつ頃わかりますか？

A 結果については、文書にてお知らせします。なお、文書発送前のお電話でのお問い合わせには、お答えできませんので、ご了承ください。詳しくは、3ページの「施設利用の選考及び結果について」をご覧ください。

Q 入所が保留となった場合、再度申込みしなければいけませんか？

A 一度申込みをいただくと、令和9年度の教育・保育給付認定期間内は、翌月以降も引き続き入所調整を行いますので、再度お申込みいただく必要はありません。
ただし、申込年度が変わる際（令和10年4月以降）は、改めてお申込みください。

Q 入所を希望する保育所等の見学は必要ですか？

A 保育所等の見学は必須条件ではありませんが、見学することをお勧めしています。

～入所後～

Q 就労（復職）予定の段階で入所が決まった場合、入所後に提出する書類はありますか？

A 入所後に就労実績（復職の場合は、復職年月日）の記載された就労証明書を提出してください。特別な理由がなく就労証明書を提出しない場合や就労（復職）をしていないことが判明した場合は、退所となる場合があります。

Q 入所した時は就労していたが、退職した場合はどうなるのですか？

A 今後働く予定がない場合は退所となります。今後働くつもりであれば、求職活動申立書を提出していただき、継続して入所できます。（ただし、原則90日となります）

Q 現在、子どもが保育所等に入所していますが、今後出産することになった場合には保育所等に通っている子どもはどうなりますか？

A 原則、産前・産後8週間は、継続して入所できます。ただし、産後に育児休業を取得する場合は、「育児休業取得に伴う継続入所申立書」を提出いただきますと、最大で出生の翌月から36か月の継続入所ができます。



利用者負担額（保育料）について

保育所等の保育料の算定は、利用児童の保護者の市町村民税所得割額を合算して判定しますが、父母の収入額、就労状況、世帯の状況によっては、同居の祖父母等の税額を合算する場合があります。

目安額をお知りになりたい人は、申し込み後であれば、金額をお伝えすることができますので、別途お問い合わせください。

なお、保育料は、9月に見直しを行います。令和9年8月までは令和7年（2025年）中の世帯収入を基に、令和9年9月以降は令和8年（2026年）中の世帯収入を基に算出します。

＜例＞ 令和9年4月から令和9年8月までの**保育料**→令和7年1月～12月の世帯収入を基に**算出**
令和9年9月から令和10年3月までの**保育料**→令和8年1月～12月の世帯収入を基に**算出**

【保育料の支払方法】

保育所…納付書（金融機関・役場会計課・郵便局でのお支払い）または口座振替

保育所以外の施設（小規模保育事業や認定こども園など）…ご利用施設へ直接支払

【幼児教育・保育の無償化について】

令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が実施され、3歳児（4月1日現在の年齢）から5歳児のお子さまは、食材料費（給食費）を除く保育料が無料となりました。

主食（お米など）分と副食（おかず）分の食材料費や教材費などは、園に直接お支払いいただきます。

詳しい金額や支払方法は、施設により異なりますので、各施設へご確認ください。主食については、持参の施設もあります。

0歳児から2歳児までのお子さまも、市町村民税の非課税世帯のみ無償化の対象となります。

【その他】

- ・各月の初日が在籍の基準日となりますので、在籍した月は、出席日数にかかわらず1か月分の保育料がかかります。
- ・災害等で利用施設が臨時休園や自主登園依頼をした場合の保育料の減免はありません。
- ・申込後や入所後に婚姻、離婚や同居家族の変更など世帯状況に変更があった場合や収入に係る修正申告を税務署等で行った場合には、速やかに益城町役場こども未来課保育係までご連絡ください。
変更があった翌月から、保育料を再計算します。

《2・3号認定保育料表(月額)》 ※令和8年(2026年)9月1日現在

注)年齢の基準日:令和9年4月1日

階 層 区 分		3歳未満 (3号認定)		3歳以上 (2号認定)
		保育標準時間	保育短時間	
A 生活保護世帯		0 円	0 円	0 円
B 市町村民税非課税世帯		0 円	0 円	0 円
C 市町村民税所得割課税額 48,600円未満の世帯	ひとり親世帯等	8,000 円	7,500 円	0 円
	ひとり親世帯等以外の世帯	17,500 円	16,500 円	0 円
D 市町村民税所得割課税額 72,800円未満の世帯	ひとり親世帯等	9,000 円	9,000 円	0 円
	ひとり親世帯等以外の世帯	23,200 円	21,800 円	0 円
E 市町村民税所得割課税額 77,101円未満の世帯	ひとり親世帯等	9,000 円	9,000 円	0 円
	ひとり親世帯等以外の世帯	29,000 円	27,000 円	0 円
F 市町村民税所得割課税額 97,000円未満の世帯		29,000 円	27,000 円	0 円
G 市町村民税所得割課税額 133,000円未満の世帯		32,000 円	30,000 円	0 円
H 市町村民税所得割課税額 169,000円未満の世帯		35,000 円	33,000 円	0 円
I 市町村民税所得割課税額 235,000円未満の世帯		38,000 円	36,000 円	0 円
J 市町村民税所得割課税額 301,000円未満の世帯		41,000 円	39,000 円	0 円
K 市町村民税所得割課税額 397,000円未満の世帯		43,000 円	41,000 円	0 円
L 市町村民税所得割課税額 397,000円以上の世帯		45,000 円	43,000 円	0 円

※保育所、こども園、小規模保育事業所、幼稚園、児童発達支援施設等に入園中の児童が2人以上いる場合、年齢の高い順に2番目の児童は半額、3番目以降の児童は無料になります。

※住民税所得割57,700円未満の世帯は、年齢の高い順に2番目の児童は半額、3番目以降の児童は無料になります。

※住民税所得割77,101円未満のひとり親世帯等に該当する場合、第2子以降の児童は無料になります。

※同一世帯に満18歳未満(令和9年4月1日時点)の児童が3人以上いる場合、第3子以降のお子さまの保育料は、無料になります。ただし、住民税未申告世帯は除きます。

保 育 所 等 の 概 要

令和8年（2026年）9月現在

施設	地区	保育所名	所在地	電話番号	定員	卒園児	連携施設
保育所	広安	町立第1保育所	福富 651	286-4350	100	22	
	飯野	町立第2保育所 （飯野保育園（仮称））	砥川 125-1	286-4040	75	19	
	津森	町立第3保育所	上陳 361	286-3762	60	8	
	福田	町立第5保育所	福原 529-2	286-2263	75	15	
	広安	ひろやす保育園	福富 858	286-4400	80	12	
		ひろやすにし保育園	福富 969	286-9000	80	16	
		広崎の杜保育園	広崎 978-6	288-6204	100	15	
		空港保育園	安永 1213-2	289-1111	100	23	
		第二空港保育園	安永 1213-8	289-2222	90	16	
		第三空港保育園	馬水 455-1	289-1111	100	27	
		のぞみの丘保育園	馬水 568-1-4	234-7987	45	11	
		はなえみ保育園	馬水 80-1	285-8128	100	24	ひまわり保育園 なのはな保育園
		こころっこの森保育園	広崎 599-1	227-9808	45	9	
	木山	保育園こころ	寺迫 1021-1	273-9600	110	22	
		ひびきのそら保育園	木山 567-1	286-3467	100	20	
認定 こども園	広安	あじさい保育幼稚園	安永 447-7	282-8081	107	21	
		認定こども園 広崎保育園	広崎 869-1	287-5500	100	21	
小規模 保育 事業※1	広安	ひまわり保育園	広崎 495-1	234-7465	9	5	はなえみ保育園
	広安	なのはな保育園	福富 665-11	285-1285	19	7	はなえみ保育園

◆施設の利用可能な時間について

◎保育標準時間認定 平日・土曜日 7時から18時まで（町立保育所は、7時30分から18時30分まで）

◎保育短時間認定 平日・土曜日 8時30分から16時30分まで

○延長保育（それぞれの認定時間を超えた時間）※別途、保育所等への申請が必要です

町立保育所 平日 19時まで 土曜 18時30分まで
 ひびきのそら保育園・飯野保育園（仮称） 平日 19時まで 土曜 18時30分まで
 町立保育所以外 平日 19時まで 土曜 なし

※1 小規模保育事業については、0歳～2歳児の保育となります。

3歳になった翌年度からは、幼稚園、保育所等に転園をする必要があります。

連携施設がある場合、転園の際に連携施設を希望されると優先して入所調整を行います。